

# 埼玉県総合リハビリテーションセンター E S C O 事業（2期）提案選定会議設置要綱

## （設置）

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンターを対象に客観性のあるE S C O (Energy Service Company の略)事業を実施するため、事業者から公募した包括的な省エネルギー改修に関する提案を、客観的かつ公平に審査する埼玉県総合リハビリテーションセンターE S C O事業（2期）提案選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

## （検討事項）

第2条 選定会議は、次の事項について検討する。

- （1）埼玉県総合リハビリテーションセンターE S C O事業（2期）提案審査要領に関すること。
- （2）事業提案の審査に関すること。
- （3）その他事業実施に関すること。

## （構成）

第3条 選定会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

## （任期）

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

## （委員長及び委員）

第5条 選定会議は、委員長1名、副委員長1名及び委員4名をもって構成し、委員長、副委員長の選出は委員の互選による。

- 2 委員長は、選定会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## （選定会議の開催）

第6条 選定会議は、委員長が招集し、その議長は、委員長がこれに当たる。

- 2 選定会議は、必要に応じて、専門知識を有する者又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## （庶務）

第7条 選定会議の庶務は、総務部管財課において処理する。

## （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表

(第3条関係) 選定会議

	東京電機大学工学部機械工学科教授	高村 淑彦
	城西国際大学大学院経営情報学研究科教授	島崎 規子
	一般社団法人ESCO推進協議会事務局長	布施 征男
	埼玉県総務部副部長【職位】	
	埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局長【職位】	
	埼玉県都市整備部設備課長【職位】	